

「航空自衛隊那覇基地における食堂等の設置及び経営」
募集要項

令和7年11月
防衛省航空自衛隊那覇基地

募集要項

1 概要

沖縄県那覇市字当間301番地に所在する防衛省航空自衛隊那覇基地において、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、食堂等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
ただし、参加資格を有する者にあつては資格の種類には物品の販売が、資格の有効期限には令和7年4月1日以降の期間が、競争参加地域には九州・沖縄地区が含まれているものとする。
- (2) 営業経験を有し、出店に意欲があり、良質で安価な価格・サービス等を提供できる者であること。また、店舗運営上障害が発生した場合に、自ら責任を負える者であること。
- (3) 法人等（個人、法人、又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (10) 本要領に掲げる事項のほか、別添「仕様書」に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

沖縄県那覇市字当間301番地
防衛省航空自衛隊 那覇基地

4 設置期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

※ 必要に応じて、一度に限り更新することができる。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び公募数

No.	設置業種	公募数	区分	設置場所
1	食堂（飲酒提供含む）	1	食堂等（1店舗）	厚生センター内
合計		1		

(3) その他

細部は、仕様書（別添）のとおり。

6 国有財産使用料

令和7年度単価については別途通知する。

※上記は、毎年度見直しを実施する。

7 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会）

参加を希望する業者（各業者2名以内）は、令和7年12月12日（金）16時まで
に、応募業種、会社名、出席者氏名、連絡先・電話番号を以下の通知先まで連絡する
こと。

なお、公募説明会に参加できない場合は、公募への参加を認めない。

(1) 開催日時

令和7年12月16日（火）11時

(2) 開催場所

航空自衛隊那覇基地厚生センター談話室

(3) 携行品

募集要項等配布資料、筆記用具

(4) 通知先

航空自衛隊那覇基地業務隊厚生班

担当職員 儀間（ぎま）

連絡先 098-857-1191（内線3524 FAX3521）

8 応募手続等

(1) 申請書等の提出

下記の提出書類を提出期限までに郵送又は手交により提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式1） 1部

設置及び経営を希望する業種と場所を記入すること。

(イ) 添付書類

a 企画提案書（別紙様式第2）正1部、写し15部

会社概要及び以下の内容を記載すること。必要に応じ資料等を添付すること。

なお、企画提案書は、左上部をクリップ等で簡素に綴ること。（一部毎）

(a) 営業日及び営業時間

(b) 従業員管理及び人員配置、態勢

(c) 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法

(d) 衛生管理方法

- (e) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- (f) 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
- (g) 那覇基地における営業方針
- (h) その他アピールポイント
- b 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
- c 食堂等に応募する者は、販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可：販売予定価格を記入）15枚以内（A4に各3枚以内添付）（別紙様式第4）
- (ウ) 企画提案書付属書類 15部
販売商品カタログ、店内レイアウト、その他の企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4版）
なお、企画提案書付属書類は、左上部をクリップ等で簡素に綴ること。
- (エ) その他関係書類 各1部
応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙様式第5）
- b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人の場合は戸籍抄本 ※発行後3ヶ月以内のもの
- c 営業経歴書（過去3年間の法令遵守状況（令和7年11月1日現在）を明らかにすること。）注：任意様式、パンフレット可
- d 財務諸表
法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
※申請日直前1年以内に税務署に提出したもの
- e 法人税又は所得税に関する納税証明書
法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）※発行後3ヶ月以内のもの
- f 会社概要（様式は問わない。上記c営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）
- h 誓約書（別紙様式第6）
- i 役員名簿（別紙様式第7）
- j 設置する自動券売機、ショーケース等の種類等（別紙様式第8）
（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。
- イ 提出先
〒901-0194
沖縄県那覇市字当間301番地
航空自衛隊第9航空団基地業務群業務隊厚生班 委託売店等公募担当
担当職員 儀間（ぎま）
電話：098-857-1191（内線3524）
- ウ 提出期限
(ア) 企画提案書及び企画提案書付属書類

令和7年12月17日（水）～令和8年1月6日（火）9時から16時まで
(イ) (ア)に記載した書類以外の書類の提出期限

令和7年12月17日（水）～令和8年1月9日（金）9時から16時まで

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（防衛省共済組合のときは管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある又はしているとき。

カ その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提出書類の変更の禁止

原則、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止とする。ただし、担当職員から新たな条件を付して提案を求めた場合を除く。

9 業者選考方法

(1) 提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。

(2) 必要に応じ全部又は一部の応募者に対して、企画説明（プレゼンテーション、見本審査等）を求める場合もあるが、その日程等については、当事者に別途連絡する。

(3) 決定結果については、異議を申し立てることができない。

10 業者決定後の提出書類

決定業者とされた者は、下記の提出書類を、別途連絡する提出期限までに持参又は郵送にて提出するものとし、書式等の詳細は別途連絡する。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 光熱水料使用申請書

(2) 提出先

申請書の提出先と同じ。

11 業者決定までのスケジュール

(1) 公募説明会

日時：令和7年12月16日（火）11時

場所：航空自衛隊那覇基地厚生センター談話室

(2) 申請書類の提出

ア 企画提案書等の提出期限

令和7年12月17日（水）～令和8年1月6日（火）9時から16時まで
（12時30分から13時30分を除く。）。

イ 企画提案書以外の提出期限

令和7年12月17日（水）～令和8年1月9日（金）9時から16時まで
（12時30分から13時30分を除く。）。

〒901-0194

沖縄県那覇市字当間301番地

航空自衛隊第9航空団基地業務群業務隊厚生班

電話：098-857-1191（内線3524）

(3) 決定業者発表日時及び掲示場所

日時：令和8年1月22日（木）14時

場所：航空自衛隊那覇基地ホームページ及び会計隊掲示板

(4) 決定業者説明会

日時：令和8年1月23日（金）15時

場所：航空自衛隊那覇基地厚生センター談話室

申請書

令和 年 月 日

防衛省航空自衛隊
那覇基地司令 殿

本社（店）所在地

フ リ ガ ナ
商 号 又 は 名 称フ リ ガ ナ
代 表 者 の 氏 名

法 人 個 人 の 別

個人 ・ 法人

フ リ ガ ナ
担 当 者 の 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル

沖縄県那覇市字当間301番地に所在する防衛省航空自衛隊那覇基地において、食堂等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請を行う業種

以下の種類の食堂等を設置し、経営を行うことについて希望します。

区 分	設 置 業 種	場 所

記入例

区 分	設 置 業 種	場 所
食堂等	食堂	厚生センター

企画提案書（委託売店等）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

防衛省における企画提案

(a) 営業日及び営業時間	
(b) 従業員管理及び人員配置、態勢	
(c) 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法	
(d) 衛生管理方法	
(e) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法	
(f) 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）	
(g) 那覇基地における営業方針	
(h) その他アピールポイント	

主な販売予定商品・販売価格表（食堂等）

[illegible]

注：1 No. 欄は一連番号を記入すること。

注：2 食材率とは、販売価格に係る材料費の率を記入すること。

販売予定商品と同等の商品の写真（食堂等に応募する者のみ）

	商品名 _____ 価 格 _____ 円（税込み） カロリー _____ kcal
	商品名 _____ 価 格 _____ 円（税込み） カロリー _____ kcal
	商品名 _____ 価 格 _____ 円（税込み） カロリー _____ kcal

注：デジタル写真可

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊那覇基地司令 殿

「航空自衛隊那覇基地における売店・食堂等の設置及び経営」の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別 法人 ・ 個人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メー ル

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふってください。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
沖縄防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

令和 年 月 日

役 員 名 簿				
商号又は氏名				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ)	生年月日	性別	住 所
	氏 名			

注：役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出すること。

設置する自動券売機、ショーケース等の種類等

[illegible]

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）。

(記入例)

種 類	機種・型番	サイズ (幅×奥行)	備考
自動券売機	1 2 3 4 5 6		
ショーケース	4 5 6 7 8 9		

「航空自衛隊那覇基地における食堂等の設置及び経営」
仕様書

令和 7 年 1 1 月
防衛省航空自衛隊那覇基地

仕様書（共通）

1 業務件名

防衛省航空自衛隊那覇基地における食堂等の設置及び経営

2 業務内容

食堂等の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省航空自衛隊那覇基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店・食堂等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省沖縄防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店・食堂等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、別途通知する。

※光熱水料は、別途徴収する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

ただし、使用期間については1度に限り更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については施設の状況等により変更もあり得る。

注：食堂等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店・食堂を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は丙が負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。
- (5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。

11 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すると。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲及び乙に関する情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとること。

13 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すると。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び食材等に損害があった場合は、甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違反した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。また、丙は、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、食堂の設置、移設、及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。

また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。

(6) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

また、光熱水料は、その使用実績に基づいて使用料を徴収するものとし、支払条件は甲の示すところに拠る。

(7) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員から利用者の要望について調整を受けた場合は、可能な限り従うものとする。

(8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取扱う場合は、丙は、営業許可を取得した旨を担当職員に報告（営業許可書の写しを提出）した後、販売を開始すること。

(9) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲及び乙からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(10) 丙は、営業日に設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(11) 丙は、売上月計表（別紙様式第1）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を翌年度5月末までに担当職員に提出すること。

(12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び甲の間で協議する。

(13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。

(14) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。

(15) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失にり、甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。

(16) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

(17) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

17 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（業種別）のとおり。

18 貸付品

(1) 貸付品の使用料は、別途指示する。

(2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に関する費用は、丙の負担によるものとする。

(3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、撤去の際に丙の負担により撤去するものとする。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

20 その他

- (1) 募集している業種の建物については、今後建て替えが予定されているため、建て替え工事の間は仮設建物にて営業となる可能性がある。その場合の移転費用は丙の負担とする。
- (2) この公募に応募がなかった場合には、防衛省共済組合が公募を行う。

表 計 月 上 売

令和 年 月 日

航空自衛隊
那霸基地司令 殿

事業者名 住所

氏名

令和 年 月

[illegible]

※前月分を毎月10日までに提出してください。

毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

航空自衛隊
那霸基地司令 殿

氏名

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

[illegible]

7

仕 様 書（業種別）

- 1 募集業種
食堂（飲酒提供含む）
- 2 設置場所
厚生センター内
- 3 国有財産使用許可面積
99.86㎡
- 4 使用料
 - （1）国有財産使用料：仕様書（共通）第6項による。
 - （2）光 熱 水 料：別途徴収する。
 - （3）電気工事、水道工事が必要な場合は業者負担
- 5 営業日、営業時間
 - （1）営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日とし、それ以外は別途協議する。
 - （2）営業時間
原則として、月曜日から金曜日の9時から21時を基準とし、細部営業時間は別途協議する。
- 6 販売品目
定食等、酒類（夜間に限る。）
- 7 その他の営業条件
 - （1）フルサービス方式を行うものとする（ただし、自動券売機は可。）。
 - （2）ニーズのあった商品、価格及びサービスを提供するように努めること。
 - （3）官側の都合により、営業日等の変更もあり得る。
 - （4）厚生センター内中央フロア等、使用したい場所がある場合は別途協議する。

